



広
報

2009. 6 No. 39

あびら

ぬくもりあふれる 助け合い・支え合いのまち あびら

～安平町地域福祉総合計画～

安平町地域福祉総合計画が3月に策定され、「ぬくもりあふれる 助け合い・支え合いのまち」を実現するため、今後、町民の皆さんと一緒に地域福祉の推進に取り組んでいきます。今月号はその概要についてお知らせします。

計画の概要

地域福祉とは？

住民や各種団体、行政などが連携、協力し合い、地域で何らかの支援を必要としている高齢者やしょうがい者、子育て家庭などが抱えている困りごとを解決することです。そのため、地域で暮らす人々がお互いに助け合い、支え合っていくことが大切です。

今、なぜ地域福祉が必要なのでしょうか？

少子高齢化や核家族化などの影響により、家庭や地域でお互いが助け合い、支え合うという住民相互のつながりが薄れてきているとともに、児

童や高齢者への虐待や配偶者からの暴力（DV）、ひきこもりによる孤立化など新たな社会問題も発生しています。このような問題に対応するためには、地域における住民同士の支え合いによる「地域福祉」が必要になっていきます。

計画策定の目的

安平町においても少子高齢化が北海道平均を上回る速度で進み、地域の中で様々な問題となりつつあります。このような現状を踏まえ、町民や自治会・町内会、各種団体、町などが担う役割を明らかにし、「町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしができる地域社会」の実現を目指すことを目的に、「安平町地域福祉総合計画」を策定しました。

計画の期間

計画の期間は平成21年度から平成25年度までの5か年で、この間、社会情勢などが大きく変化した場合は、必要に応じて計画を見直します。

町民ワークショップの概要

一般の町民の方や自治会・町内会、各種団体、サービス提供事業者に関わる方など、延べ108名の参加により「町民ワークショップ」を開催しました。ワークショップでは、それぞれの地域での困りごとを出し合ってもらい、どのような解決方法があるかを話し合いました。その結果、予想以上に「地域福祉」への関心や期待が高まることがわかりました。



住民参加による計画づくり

住民の参加による計画づくりを目指すため、「安平町地域福祉総合検討推進会議」で検討協議を行うとともに、町民の様々な意見やニーズを把握するため、「町民ワークショップ」(※1)を開催し、計画への意見反映に努めました。

計画の基本方針

基本理念

安平町総合計画の基本テーマである『くらしの笑顔が広がるぬくもりと活力と躍動のまち』を踏まえ、地域全体

で困りごとを抱える人たちを支えていく地域福祉の実現を目指すため、基本理念を「ぬくもりあふれる 助け合い・支え合いのまち あびら」としました。

五つの基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を定め、目標を達成するために、町民の皆さんに行ってほしいこと【町民の役割】、自治会・町内会や各種団体、サービス提供事業者などに行ってほしいこと【地域の役割】、町が行うこと【町の役割】のそれぞれの取り組みの方向性を示しています。

基本目標 1

ともに支え合う地域づくり

誰もが安心して住み続けられる地域づくりの基本は、お互いの人権を尊重し、困ったことがあったらお互いに助け合い、支え合うという気持ちの醸成です。このため、町民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、家庭や学校教育、生涯学習(※2)における福祉教育(※3)の推進や人権意識の向上を図ります。

また、地域における人間関係が希薄化している中で、子どもから高齢者まで町民すべてが身近な地域で気軽に集まり、交流することができ、環境を整備するとともに、町民や各種団体、町などの連携による、地域で支え合うネットワーク(※4)づくりを推進します。

【主な取り組み】

- 福祉教育の推進
- 人権意識の向上
- 地域ぐるみでの交流促進
- 地域福祉活動の拠点づくり

● 地域福祉ネットワークの構築

町民の役割

◇ 町民一人ひとりが、福祉に関心を持ち、お互いの人権を認め合います。

◇ 隣近所とのあいさつや声をかけを普段から心掛けます。

◇ 地域の交流の場や行事などへ、隣近所で誘い合って参加します。

地域の役割

◇ 福祉教育や人権問題についての学習の機会をつくりま

◇ サロン(※5)など、町民が気軽に参加できる交流の機会をつくりま

◇ 民生委員・児童委員や福祉協力員など、町や関係機関への橋渡し役となる関係者や町民との連携を強めます。

町の役割

◇ 福祉教育や人権問題に関する講演会・研修会などを開催し、町民の積極的な参加を促進します。

◇ 老朽化した公共施設を整備するとともに、地域の様々な資源を活用した、新たな

地域福祉活動の場の確保に努めます。

◇ 支援を必要としている人たちを地域で支え合うネットワークづくりを推進します。



基本目標 2

地域福祉活動の担い手づくり

地域福祉を推進するためには、地域福祉活動の中心となる人材や福祉関係団体などの確保・育成が必要不可欠です。このため、地域福祉を担う人材の発掘・育成、ボランティア団体や福祉関係団体などの育成・支援に努めます。

また、地域福祉活動の担い手の一員である民生委員・児童委員及び地域福祉推進の中心

的役割を果たす社会福祉協議会の活動支援に努めます。

【主な取り組み】

- 地域福祉を担う人材・団体の育成
- 民生委員・児童委員活動の充実
- 社会福祉協議会活動の活性化

町民の役割

◇ ボランティアや福祉関係団体などの活動に関心を持ち、積極的に参加します。

◇ 日頃から居住地の担当民生委員・児童委員や主任児童

委員を把握しておき、困ることがあったらいつでも相談するよう心掛けます。

◇ 社会福祉協議会の活動に関心を持ち、地域福祉に関する活動に積極的に参加します。

地域の役割

◇ 団体の活動内容や組織のあり方を工夫するなど、新たな発想を取り入れた魅力ある団体づくりと運営に取り組みます。

◇ 自治会・町内会や民生委員・児童委員などとの情報交換・

意見交換の機会をつくりま

◇ 社会福祉協議会と連携し、関係団体などとのネットワークを構築します。

町の役割

◇ 町民マスター(※6)制度の導入などにより、地域福祉の担い手確保に努めます。

◇ 民生委員・児童委員の育成と確保を図るとともに、地域で活動しやすい環境をつくるため、積極的に情報提供を行います。

◇ 社会福祉協議会が策定する

「地域福祉実践計画」の取り組みを支援します。



基本目標3

安心して利用できる福祉サービスの体制づくり

サービス利用者が適切な情報を入力できるようにするため、相談体制や情報提供体制の整備・充実を図ります。

また、誰もが安心して利用できる福祉サービスを確保するとともに、日常的なサービスの利用にあたって、サービス利用者本人の意思が最大限に尊重されるよう、成年後見

制度(※7)などの利用を促進し、併せて、サービス利用者が苦情や要望の申し出をしやすい環境を整えるなど、サービス利用者の保護に努めます。

さらに、複雑・多様化した生活課題や住民ニーズに対応するため、保健、医療、福祉の関係機関が連携し、総合的な対応ができる仕組みづくりを推進します。

【主な取り組み】

- 福祉サービスの情報提供の充実
- 相談・支援体制の整備と充実

●福祉サービスの確保

●福祉サービス利用者の保護

●保健・医療・福祉間の連携強化

町民の役割

◇広報紙や回覧などは必ず目を通すよう心掛けます。

◇ひとりで悩まず相談相手をつくるよう心掛けます。

◇自分の生活に関わるさまざまな福祉サービスに関心をもち、必要なサービスを利用します。

◇交流の場や行事などへの参

加を通じ情報提供します。

◇支援を必要としている人の状況把握など、地域における情報の収集に努め、各種相談窓口へつなぐなど、解決へ向けた対策を講じます。

◇サービス提供事業者は、町民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護や情報提供、地域との積極的な交流に努めます。

◇保健、医療、福祉の関係機関が連携して、総合的な対応が即時にできる仕組みづくりに取り組みます。

町の役割

◇専門用語を使用しない、ひらがなやフリガナの表記、文字を大きくするなど、町民にわかりやすいチラシなどを作成、配布します。

◇福祉に関する専門知識をもった「地域福祉マスター」の確保に努めます。

◇保健、医療、福祉の関係機関が連携して、総合的な対応が即時にできる仕組みづくりに取り組みます。

基本目標4

いきいきと生活できる支援体制づくり

自立した生活を送ることが困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅生活支援の充実と介護する家族への支援に努めます。

また、子どもから高齢者まで誰もが健康でいきいきと生活することができるよう、介護予防を含めた健康づくりや生きがいづくりの促進を図る

とともに、これからの社会を担う大切な子どもたちを地域ぐるみで育てるための支援に努めます。

【主な取り組み】

- 在宅生活支援の充実
- 健康づくり・生きがいづくりの促進

●次世代育成の支援

町民の役割

◇隣近所とのあいさつや声かけを普段から心掛け、気軽に買い物などを頼めるような人間関係をつくりま

す。

◇日頃から健康管理と早めの

治療に心掛け、健康の自己管理意識を持ちます。

◇地域の交流イベントなどへ、積極的に参加します。

地域の役割

◇地域で手助けができる仕組みをつくりま

す。

◇町民が気軽に参加できる介護予防や健康づくり活動、生きがいづくりの機会をつくりま

す。

◇交流の場への誘いや地域行事への参加の呼びかけなど、さまざまな機会を通じて声かけを行います。

町の役割

◇買物など日常生活を地域で支援していくことができるよう、環境の整備に努めます。

◇自治会・町内会などを単位に家族介護教室を開催し、介護に関する知識の習得を図るとともに、介護する家族同士の交流を支援します。

◇子育てボランティアの育成・支援に努めるとともに、子育てに関する研修会や子育て教室を開催します。



基本目標5

安心・安全に暮らせる生活環境づくり

町民一人ひとりが住み慣れた家や地域で安心して暮らすためには、子どもから高齢者まで、また、しょうがいのある人もない人も、誰もが安心して暮らせる生活環境づくりが大切です。

このため、ユニバーサルデザイン(※8)に基づく、道路・公共施設などの生活環境の整備や町民が安心して外出できる環境づくり、さらには、子どもや高齢者、しょうがい者などを犯罪や災害から守る地域の防犯・防災対策の推進を図ります。

【主な取り組み】

- ユニバーサルデザインの推進
- 移動・交通手段の確保
- 地域の防犯・防災対策の推進

町民の役割

- ◇隣近所とのあいさつや声かけを普段から心掛け、気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係をつくります。
- ◇防災訓練に積極的に参加す

るとともに、避難場所や避難経路を日頃から確認しておきます。

- ◇災害時には、まず自分の身を守り、次に家族や近隣住民の安否確認を行うとともに、関係者の指示に従い、安全な場所に避難します。

地域の役割

- ◇道路の清掃や整理を行うとともに、放置自転車など通行障害物を排除します。
- ◇町民やサービス提供事業者、

関係機関などと連携し、地域内での啓発や見守り、声かけを行うなど、防犯活動に取り組みます。

- ◇地域の人が災害時に安否確認をしたり、手助けができるよう、近所の人の顔がわかり合える地域づくりに努めます。

町の役割

- ◇ユニバーサルデザインの考案方に基づいて、道路や公共施設などの計画的な整備・

改善に努めます。

- ◇コミュニティ交通(※9)の導入や民間の移送サービス事業の立ち上げなどを検討し、利便性の高い移動・交通手段の確保に努めます。
- ◇町民や自治会・町内会、関係機関などと連携し、災害時に援助が必要となる要援護者の安否確認や避難支援を円滑に行うことができる体制づくりに努めます。

計画の推進

地域福祉総合計画を進めていくためには、町民の皆さん一人ひとりが地域福祉の担い手であると認識することが大切です。そして、皆さんが地域でどのように地域福祉を展開していくかが重要となります。このため、町民の皆さん、自治会・町内会、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、ボランティア団体などさまざまな個人や団体が、地域の特徴や課題を改めて認識し、解決していく方策を考え実践していく取り組みを進めていきます。

なお、計画書の本編は、役場庁舎や公民館に備え付けてあります。また、町ホームページにも掲載されていますので是非ご覧ください。

△用語解説▽

※1

【ワークショップ】

本来は作業場という意味ですが、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、協働で何かを創り出す、参加型・



安平町総合防災訓練

体験型の研修会などの形式を
います。また、その作業そ
のものを意味することあり
ます。

※2

【生涯学習】

生きがいのある充実した人
生を送るために、自分から進
んで、自分の適した手段や方
法で生涯を通じて行う学習の
ことをいいます。

※3

【福祉教育】

福祉の理念や考え方、制度
などについての知的関心を高
めるとともに、すべての人が
暮らしやすい、住みやすい社
会を目指すための営みを多様
な方法で体感、体得する教育
活動のことをいいます。

※4

【ネットワーク】

社会福祉分野では、人間関
係のつながりのことをいま
す。事例としては、小地域ネッ
トワーク活動といった用語の
ように、地域における住民同
士の複数の関係のつながりを
指します。

※5

【サロン】

地域の拠点に、住民である
当事者とボランティアとが協
働で企画をし、内容を決め、
共に運営していく、楽しい仲
間づくり活動をいいます。

※6

【町民マスター制度】

優れた技術や経験を持つ方
を「町民マスター」として登
録し、ボランティアで活動し
てもらおう制度のことをいま
す。

※7

【成年後見制度】

認知症の高齢者や知的し
うがい者、精神しうがい者
などの判断力が十分でない成
年者の契約や財産管理を保護
する民法上の制度のことをい
い、後見人、保佐人、補助人
が本人を代理したり、助けた
りするものです。

※8

【ユニバーサルデザイン】

しうがいを持つ人・持た
ない人の区別なく、すべての
人にとって使いやすい形状や



機能が配慮された造形、設計
のことをいいます。製品や環
境などの物的な面だけでなく、
視覚情報を補う音声案内に対
応したホームページなど情報
面もその対象となります。

※9

【コミュニティ交通】

「コミュニティ」とは、そこに暮
らす住民が主役となつて、お
互いに協力して地域の課題を
解決しようとする社会のこと
で、「コミュニティ交通」とは、
公共交通の空白地域の解消を
目的に、身近な地域交通の実
現に向けた地域住民の主体的
な取り組みをいいます。

※安平町地域福祉総合計画に
ついてのお問合せは健康福祉
課福祉係まで。 ☎ 4555

定額給付金の給付を装った 振り込め詐欺にご注意ください

定額給付金の給付を装った振り込め詐欺等の発生が予想されますので、被害
にあわないようじゅうぶんにご注意ください。

- ・役場や総務省の職員が銀行やコンビニなどのATM(現金自動預払機)の操作をお願いした
り、定額給付金の給付のために手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
 - ・その他、家族を装ったオレオレ詐欺や医療費の還付を装った還付金詐欺な
どの被害が発生していますのでご注意ください。
 - ・ご自宅や職場などに不審な電話がかかってきたり、身に覚えのない架空の
請求書等が届いたら最寄りの駐在所や役場総務課にご連絡ください。
- ※定額給付金の申請受付が始まっています。提出された申請書等の内容に
不明な点があった場合、町から問い合わせを行うことがあります。

問合せ 総務課総務・防災グループ ☎ 2511



叙勲受章の荣誉に輝く

平成21年春の叙勲で藤川八郎さん（早来大町在住）が瑞宝双光章を受けました。

藤川さんは昭和36年に早来町消防団に入り、45年間地域住民の生命や財産を守ってきました。この間、平成5年4月に早来消防団副団長、平成10年から18年3月26日まで同団長に就任。また、平成15年から3年間北海道消防協会評議員も勤めています。

温厚で堅実な性格は団員や住民からも親しまれ、常に職務を自覚し日々研鑽と努力を惜しむことなく他の模範と

なっていました。

昭和62年11月28日深夜に早来市街の飲食店から出火した火災は延焼を拡大。藤川さんは建物の被災状況や要救助者の有無などを迅速に対応し、消火活動に専念。一人の負傷者も出さず、被害を最小限に食い止めました。現場における適確な指揮と沈着冷静な行動の賜物と言えます。

長い消防団活動の中で得た豊富な知識と経験を下に団員の育成にも尽力し、早来消防団長を最後に退団しました。現在は早来消防後援会理事として地域のために活躍されています。



全道空手大会で見事ベスト8

——日頃の稽古の成果が実を結ぶ——

全道からおよそ700名の少年少女選手が参加した「第29回北海道少年少女空手道練成大会」（北海道空手道連盟主催）が5月10日、千歳市開基記念武道館で開催され、清心館追分道場（師範高橋 剛さん）に所属している高橋茉生乃さん（追分小6年）が小学6年生の部の種目『女子・個人形』で第5位となり、見事ベスト8入りを果たしました。

大会には一人1種目しか出場できないもので、高橋さんは「空手は小学2年生の時にお母さんに勧められて始めました。入賞したのは初めてで、とても感動しました。この次は3位以内に入れるようこれからも頑張りたいです。」と笑顔の中にも次の大会に向けての決意を話してくれました。道場には現在子供33人を含め45人が所属。毎週4回町内4か所で稽古しており、高橋師範は「道場の子供たちが全道大会でメダルが取れるよう、これからも稽古に励みたいです。」と決意を新たにしていました。



北海道善行賞を受賞

5月8日ポールスター札幌において、北海道優良母子家庭表彰式が行われ、渡辺久美子さん（追分中央）が北海道善行賞を受賞しました。

渡辺さんはご主人の死亡後、二人のお子さんを立派に養育、学校行事や子ども会活動などにも積極的に参加し、他の母子家庭の模範として現在も活動しています。

また、平成9年から18年まで母子寡婦会理事を務め、その後も書記として会の運営に尽力しました。



高橋はるみ知事から表彰状を受ける渡辺さん（写真左）



最終日には上達した泳ぐ姿に

大人を対象とした水泳教室「春のおよげナイトスイミング」がスポーツセンターの温水プールで5月8日から29日まで4回開催されました。ビート板を使い、バタ足や息継ぎの方法など初心者に分かりやすく講師が指導。初め緊張気味の受講者も最終日には余裕を持って泳ぐ姿が見られました。この

教室は9月にも開催する予定で、主催した生涯学習課では「皆さんの健康・体力づくりのために多くの方が参加してほしい」と呼びかけていました。

5月のできごと



子供会の活動資金のために

若草子供会が5月10日に廃品回収を行い、各家庭の玄関前に出された新聞紙やアルミ缶などを回収しました。子供会の活動資金にすることが目的ですが、環境問題を考える効果も期待できます。他の子供会でも地域の皆さんの協力を得ながら取り組んでいます。

会員がSLの清掃と来場者に解説

5月8日から鉄道資料館の一般公開が始まり、管理を委託されている安平町SL保存協力会の皆さんが機関車の清掃と来場者の応対を行いました。「この車両はD51型で320番目に製造され



たんだよ」と解説。現役時代の苦労談や思い出など目を輝かせながら語ってくれます。定例開館は10月までの第2と第4金曜日の

13時から15時まで。

新緑の町をウォーキング

5月10日 追分地区で歩こう会が開催され、参加者は町道や鹿公園内を歩き体力づくりを行いました。この事業は昭和52年に「町民体力づくりの町」を宣言した旧追分町で毎年5月第2日曜日に実施され、平成10年から各地区の振興会がそれぞれコースを設定し趣向を凝らした内容で取り組んできました。

参加した皆さんはサクラや道端に咲いた花を見ながらマイペースで歩き心地よい汗を流していました。





お話しの世界へ

絵本を読んで聞かせる「読み聞かせ」をしている団体は町内に4つ。その一つでもある「読み聞かせ会 赤ずきん」（代表 岩佐喜久子さん）が5月22日子育て支援ルームに来ている0歳から3歳くらいまでの幼児を対象に読み聞かせを実施しました。

3冊の絵本のうち、みんなが真剣に耳を傾けたのは恐竜が出てくるお話で「とても難しいお話なのに」と読み手の方は苦笑い。

同会は、月1回の定例会のほか、乳児健診時のブックスタート事業や子育て支援ルームで活動しています。



笑顔あるまちづくりを

昨年4月合併した安平町商工会は5月18日第2回目となる通常総会を開催し、前年度の事業報告や収支決算報告。また新年度の事業計画や収支予算などが審議され、可決されました。



就任のあいさつをする新会長の小林さん

任期満了に伴う役員改正では、新会長に選任された小林正道さんをはじめ22名の役員が決定し、新会長は「笑顔でまちづくり」をスローガンに掲げ「まちの活性化のためには人も活性化しなくては。地域活性化のため心を開いて話し合いをしていきましょう」と安平町の活性化を強く呼びかけました。



2つの自治会に委嘱状

地域が行う青色回転灯を装着したパトロール活動の申請に対し、町は5月8日、安平第一自治会と新栄第二自治会に防犯活動団体としての委嘱状を交付しました。

交付を受けた自治会は「行政機関に全部任せるとはならず、地域の安全は地域で守ることが大切です。」と今後の決意を語っていました。両自治会は今回の手続き



町道の維持補修に使ってください

追分地区土砂生産協議会の役員が5月25日に追分庁舎を訪れ、「町道の補修のために使ってください」と町に寄付をしました。同協議会は、追分地区の町道の清掃活動も実施しており、例年協議会のメンバーが合同で空き缶拾いなどを行ってきましたが、今年は各自で行うことになったと話していました。

により、苦小牧警察署から青色回転灯の装着許可を受け、パトロール活動を実施することになります。今回の2自治会の設置許可に伴い、町内のすべての駐在所管轄に青色回転灯装着車両があることとなります。



優勝目指して

今年で29回目となる胆振東部春季少年野球大会（胆振東部少年野球連盟主催）が5月17日、安平町早来で開催されました。

大会は全道少年野球大会胆振東部ブロック予選も兼ねており、地元である早来、遠浅及び追分のチームを含め7チームが出場。試合はトーナメント方式で行われ、各チームはそれぞれ応援する人の声援を受け、懸命に白球を追っていました。

なお、優勝したのは「鶴川 Jr. ファイターズ」、準優勝は「厚真ファイターズ」で三位に「早来メッツ」が入りました。



J R 安平駅前



若草公園内

花と緑のまちづくり

草木の葉が色濃くなり始めた5月。安平町では、自治会などで花壇づくりや植樹が行われました。追分地区では5月17日に町内会ごとに一齐に作業を開始。町の中は彩り豊かな花と緑が目を楽しませてくれます。また、安平川上流の「エネモの森」(追分旭)では5月13日に北電職員がカラマツの苗木を植え環境の保全に貢献していました。



青葉公園付近の道道沿い

若草地蔵尊周辺



「エネモの森」に植樹



J R 安平駅前

ねんりんピック北海道・札幌 2009 開催まで

100日を切りました

5月31日現在 97日

北海道・札幌大会は9月5日から8日までの4日間、道内16の市町村で開催されます。

「ねんりに 夢と大志を 青春を」の大会テーマのもと、約1万人の選手による21種目の交流大会が行なわれます。



全道高齢者ペタンク
大会予選リーグ戦

安平町ではペタンク競技が行なわれることになっており昨年11月役場早来庁舎前にカウントダウンを表示した看板を設置、ねんりんピックを成功させるため実行委員会を立ち上げました。

大会マスコットキャラクターのうっさんも来町し、ペタンク大会や講習会、かしわまつりなどで積極的にPR活動を行なっています。

ねんりんピックとは

「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60歳以上の方々を中心とするスポーツ、文化、福祉の総合的な祭典です。卓球、テニス、囲碁、俳句などの各交流大会や美術展、音楽文化祭、シンポジウム、健康福祉機器展などの各種イベントが開催されます。厚生労働省の創立50周年を記念して、昭和63年の第1回ひょうご大会以来、毎年、都道府県の持ち回りで開催しています。



ねんりんピック大会の出場権を獲得したINY安平チーム。左から中村幸三さん（早来太町）、山本雅博さん（早来栄町）、板倉純子さん（早来大町）



大会マスコットキャラクター「うっさん」が各市町村を周り『ねんりんピック』をPR。

ねんピック大会の出場を目指し、5月31日にときわスケートリンク内グラウンドで第21回全道高齢者ペタンク大会が行われ、地元開催地枠で1チームが参加することになった皆さんです。「9月まで練習を積み、良い成績を残したいと思っています。町民の方々の応援をお願いします」と抱負を語ってくれました。

長寿医療制度（後期高齢者医療）のお知らせ

平成21年度の保険料のお支払いと軽減の一部変更について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入されている方の納入通知書又は口座振替による保険料のお支払いが6月より始まります。

今年度の保険料額について、6月中旬までに送付される「保険料額決定通知書」でご確認ください。

また、保険料を年金から直接お支払いされている方で、4月に「仮徴収額決定通知書」により通知のあった方と、昨年9月に「保険料額決定通知書」により通知のあった方は、6月が本年度2期目のお支払い月となっています。

年間保険料の計算方法（平成21年度）

●保険料は平成20年度と変わりません。（軽減措置の一部を除く。）

均等割
【1人当たりの額】
43,143円

+

所得割
【本人の所得※1に応じた額】
(平成20年中の所得－33万円)×9.63%

=

1年間の保険料
(限度額50万円)

注)1年間の保険料について

*月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

(例)8月15日に加入→1年間の保険料÷12か月×8か月(8月～翌年3月)=長寿医療制度の保険料

*保険料の100円未満の端数は切り捨てます。

※1本人の所得とは

前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など。）を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。

なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。

保険料の軽減の一部変更について

政府は、保険料の軽減について次のとおり一部見直し、均等割の「7割軽減」対象の方は昨年度に引き続き「8.5割軽減」へと変更になりましたのでお知らせします。

なお、対象になる方には見直し後の保険料額で「保険料額決定通知書」を通知いたしますので、改めて手続きをいただく必要はありません。

均等割が8.5割軽減に該当する方 加入者と世帯主の軽減判定の所得の合計額が33万円以下の方	変更前		変更後	
	7割軽減	軽減後保険料	8.5割軽減	軽減後保険料
		12,942円		6,300円

※8.5割軽減に該当する方で、世帯の加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合は9割軽減の該当となります。

※今回の変更で、均等割の7割軽減を受けられる方が8.5割軽減となるのは平成21年度の保険料のみです。

【保険料の軽減について】

①均等割の軽減～所得に応じて均等割43,143円が以下のとおり軽減となります。

(軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成20年度の均等割		平成21年度の均等割	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8.5割	6,300円	9割	4,300円
33万円	8.5割	6,300円	8.5割	6,300円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ●単身世帯の方は該当しません	5割	21,571円	5割	21,571円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割	34,514円	2割	34,514円

(例)年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

168万円 (年金収入)	－	120万円 (公的年金等控除額)	－	15万円 (年金特別控除額)	=	33万円 (軽減判定の所得)	→	8.5割軽減 該当
-----------------	---	---------------------	---	-------------------	---	-------------------	---	--------------

②所得割の軽減～加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方は、所得割が 5 割軽減となります。

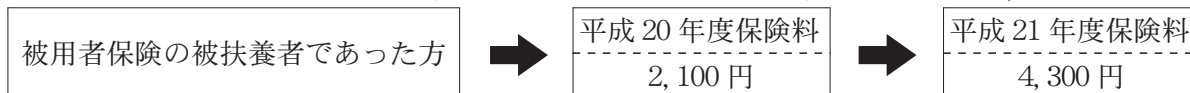
(例) 年金収入 180 円の場合

*軽減判定 → 180 万円 - 120 万円 (公的年金等控除) - 33 万円 (基礎控除) = 27 万円 **軽減該当**

*所得割 → 27 万円 × 9.63% × 5 割 = 13,000 円 **年間保険料のうち所得割額分**

③被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

長寿医療制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、加入したときから 2 年間、所得割がかからず均等割が軽減されます。平成 21 年度は、均等割が 9 割軽減され年間の保険料は 4,300 円です。



※被用者保険の被扶養者であった方の保険料については、平成 20 年 4 月～9 月の保険料を半年間凍結し、平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月の半年間を均等割を 9 割軽減としていたため、平成 20 年度と平成 21 年度の保険料額が変わります。

保険料の減免について

災害などで重大な被害を受けたときやその他の特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

また、離職により、保険料を納めることが困難になった場合なども保険料が減免となる場合があります。

保険料のお支払い期間について

●納入通知書又は口座振替により保険料を納められる方の納期限は次のとおりです。

第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期
6 月 30 日まで	7 月 31 日まで	8 月 31 日まで	9 月 30 日まで	11 月 2 日まで	11 月 30 日まで	12 月 28 日まで

●年金から直接保険料を納められる方の納期は次のとおりです。

(年 6 回の年金定期払いの際に、年金から自動的に保険料がお支払いとなります。)

仮徴収			本徴収		
4 月 (1 期)	6 月 (2 期)	8 月 (3 期)	10 月 (4 期)	12 月 (5 期)	2 月 (6 期)
4 月・6 月・8 月は、仮徴収と呼ばれ、前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料を納めます。基本的には前年度の 2 月の年金で納めた額が、それぞれの月の仮徴収額となります。			10 月・12 月・2 月は、本徴収と呼ばれ、前年の所得が確定後、年間保険料から仮徴収額を差し引いた額を三期に分けて納めます。		

※加入時期や平成 20 年度 2 月分保険料の年金からのお支払いの状況によっては、4 月から始まる年金からのお支払いではなく、納入通知書又は口座振替によるお支払いになる場合があります。

★保険料は、長寿医療制度（後期高齢者医療）を支える大切な財源です。納期限内のお支払いへのご協力をよろしくお願いします。

問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合

☎ 011 - 290 - 5601

保険料のことは

役場税務課住民税係 ☎ 2513

保険証のことは

役場国保年金課国保老保係 ☎ 2512

新しい保険証（被保険者証）の交付について

現在ご使用いただいています保険証（被保険者証）は、7 月 31 日をもって有効期限が満了となりますので、8 月以降はご使用できません。

新しい保険証（被保険者証）は 7 月中旬にお送りします。お手元へ届きましたら、そちらをご使用ください。
※有効期限が満了となる保険証は廃棄してください。

マ ち の 財 政 状 況

平成20年度下半期(10月～3月)

「地方自治法」及び「安平町財政状況の作成及び公表に関する条例」に基づき平成21年3月31日現在の一般会計の歳入歳出、財産、地方債、住民負担の状況をお知らせします。

町有財産の状況

土 地 ①17,743,787㎡
1人当たり1,957㎡
②18,100,329㎡
学校用地、公園、山林、宅地など

建 物 ①127,835㎡
1人当たり14.09㎡
②125,070㎡
役場庁舎、町立学校、公民館など

自動車 ①64台
②64台
役場乗用車ほか46、ダンプ1、トラック4、グレーダ1、バス8、除雪車4

積立金 ①23億1,110万円
1人当たり254,863円
②23億456万円
財政調整基金、減債基金など

有価証券 ①1億7,110万円
1人当たり18,869円
②1億7,110万円
株券：(株)北海道畜産公社、(株)春雪さぶるなど

出資金 ①3,985万円
1人当たり4,395円
②3,985万円
安平町土地開発公社、苫小牧広域森林組合など

①は21年3月31日、②は20年9月30日現在。3月末の人口は9,068人です。

予算の執行状況

歳 入		予 算 額 78億5,587万円 収入済額 58億8,844万円 (75.0%)		
区 分		予 算 現 額 ④	収 入 済 額 ⑤	収 入 率 ⑤ ÷ ④
町 税		16億207万円	16億1,024万円	100.5%
使用料・手数料		2億6,029万円	2億4,979万円	96.0%
地方交付税		24億1,678万円	24億1,678万円	100.0%
国庫支出金		8億2,434万円	3億4,848万円	42.3%
道支出金		1億6,998万円	1億2,720万円	74.8%
繰入金		3億7,082万円	52万円	0.1%
諸収入		1億7,021万円	1億6,194万円	95.1%
町 債		9億8,250万円	0万円	0.0%
その他		10億5,888万円	9億7,349万円	91.9%
合 計		78億5,587万円	58億8,844万円	75.0%

※その他は、地方譲与税、地方消費税交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金などです。

歳 出		予 算 額 78億5,587万円 支出済額 62億5,224万円 (79.6%)		
区 分		予 算 現 額 ④	支 出 済 額 ⑤	執 行 率 ⑤ ÷ ④
総 務 費		14億8,314万円	7億2,904万円	49.2%
民 生 費		8億9,864万円	7億4,851万円	83.3%
衛 生 費		3億4,234万円	3億3,494万円	97.8%
農 林 水 産 業 費		8億9,641万円	3億9,297万円	43.8%
土 木 費		10億2,037万円	9億1,848万円	90.0%
消 防 費		3億9,060万円	3億9,040万円	99.9%
教 育 費		5億220万円	4億3,159万円	85.9%
公 債 費		9億3,128万円	9億3,120万円	100.0%
給 与 費		11億9,301万円	11億9,086万円	99.8%
その他		1億9,788万円	1億8,425万円	93.1%
合 計		78億5,587万円	62億5,224万円	79.6%

※その他は議会費、労働費、商工費、予備費などです。

注)平成21年3月31日現在の執行状況のため、町債等まだ収入済みとなっていないものがあり、支出が収入を上回っていますが、一時的に基金を運用し支出に充てています。

なお、4月～5月の出納整理期間に、残されている収入と支出を行ないますが、国の2次補正等により翌年度への繰越が約3億6千万円出る見込みです。

町 債		一定の基準を満たす事業の財源として町が長期に借入れたお金です。		
区 分		現 在 高	比 率	1 人 当 たり
公 営 住 宅 債		25億6,196万円	28.5%	282,528円
過 疎 対 策 債		14億3,445万円	16.0%	158,188円
合 併 特 例 債		7億430万円	7.8%	77,669円
災 害 復 旧 債		4,719万円	0.5%	5,204円
減 税 補 て ん 債		3億4,484万円	3.8%	38,028円
臨 時 財 政 対 策 債		21億4,150万円	23.8%	236,160円
そ の 他		17億6,128万円	19.6%	194,230円
合 計		89億9,552万円	100.0%	992,007円

※その他は一般公共事業債、一般単独事業債などです。

安平・厚真行政事務組合のページ

財政状況

地方自治法に基づき、平成21年3月末現在の平成20年度安平・厚真行政事務組合会計の歳入歳出、財産、地方債の状況についてお知らせします。

予算の執行状況（平成21年3月末現在）

（単位：円）

歳入	予算現額	収入済額	収入率 %	歳出	予算現額	支出済額	執行率 %
分担金及び負担金	304,499,000	304,499,000	100.0%	議会費	113,000	80,750	71.5%
使用料及び手数料	955,000	956,770	100.2%	総務費	22,338,000	21,906,841	98.1%
国庫支出金	3,430,000	0	0.0%	衛生費	249,595,000	226,878,747	90.9%
財産収入	1,631,000	1,535,283	94.1%	公債費	47,302,000	47,299,871	99.9%
繰入金	1,000	0	0.0%	予備費	990,000	0	0.0%
繰越金	321,000	321,752	100.2%	歳出合計	320,338,000	296,166,209	92.5%
諸収入	9,501,000	10,412,168	109.6%				
歳入合計	320,338,000	317,724,973	99.2%				

組合財産状況

建物	2,123.03 m ²	塵芥処理場 有機物供給センター 浸出水処理施設
物品	車両 3台	公用車 ホイールローダー 油圧ショベル
基金	29,113 千円	廃棄物処理施設整備基金

地方債の状況

区分	平成21年3月末現在残高
一般廃棄物処理事業債	249,384 千円
道貸付金	6,635 千円
合計	256,019 千円

※国などから借り入れた長期間の借入金です。

※物品は、購入金額百万円以上を記載しています。

お知らせ

環境にやさしいごみ袋に変わります！

平成21年度より作成する4種類のごみ袋について、次のとおりデザイン等を変更します。このごみ袋は8月ごろから今までのごみ袋と切替り、順次安平町内並びに厚真町内の各商店で販売する予定です。

- 販売料金は今までのごみ袋と変わりません。
- 各家庭に買い置きされている今までのごみ袋も使用できます。

主な変更点

- ①新たに取扱いの注意事項や袋のしぼり方・原産国表示(MADE IN JAPAN)が印刷されています。
- ②再生プラスチックを40%使用しています。再生材料を使用しているため、今までのごみ袋の色と多少の違いがあります。
- ③もやせないごみ用・資源物用の袋もガゼット(折り返し)付きとし、手提げ部分の強度を上げました。
- ④ダイオキシンを抑制する新素材を使用しています。
- ⑤1組20枚入りで販売されている外装袋にも注意事項やごみ袋の寸法が印刷されています。

地球環境にやさしい取り組み

地球環境に配慮し、再生材料を使用した場合に認証されるエコマークの取得を進めています。

エコマークの認証を受けた後に作成されるごみ袋から右のエコマークが印刷されます。

※エコマークは、様々な商品の中で「生産」から「廃棄」にわたるライフスタイル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

エコマーク



変更する袋の一例
(もやせるごみ袋)



安平町農業委員会 委員を紹介します

任期満了に伴う安平町農業委員会委員選挙は、定数内届出で無投票当選となり、4月30日に当選証書が附与されました。

5月14日第1回農業委員会総会が開催され、会長と職務代理、各委員の議席が決まりました。

委員のみなさんには今後、農地の効率的な利用など、地域農業の振興に向けての活躍が期待されています。(会長、職務代理以外は議席順に掲載しています。)



職務代理
やまだ ゆきひろ
山田 之博 (57歳)
農業・追分旭



会 長
くすの きみお
楠野 公夫 (62歳)
農業・早来瑞穂



ふたまた てつお
二又 哲雄 (72歳)
農業・追分弥生



たにくち かずみ
谷口 一美 (60歳)
農業・追分豊栄



こにし かずや
小西 和也 (43歳)
農業・早来守田
議会推薦



お お いのぶひろ
大井 信弘 (55歳)
農業・早来富岡



おおつか たけし
大塚 武 (59歳)
農業・追分向陽



やまの ひろし
山野 宏 (50歳)
農業・追分弥生



はしもと ぜんいち
橋本 善一 (55歳)
農業・早来守田



た な か てつや
田中 哲也 (55歳)
農業・安平



おおく ほうそく
大久保 五十六 (65歳)
農業・追分旭
土地改良区推薦



とがし よしのり
富樫 儀禮 (52歳)
農業・遠浅
JA とまこまい広域推薦



しま としき
嶋 敏樹 (54歳)
農業・遠浅



すずき あきお
鈴木 昭男 (67歳)
農業・安平



やまき ゆたか
山木 稔 (44歳)
農業・追分弥生
議会推薦



うめだ えいし
梅田 鋭敏 (60歳)
農業・早来瑞穂
共済推薦



にしじま かずゆき
西島 和行 (69歳)
農業・追分美園



みやざき よしひろ
宮崎 義廣 (60歳)
農業・早来新栄

今月の 我がマチの 一番星☆

戦争の悲惨さと平和の大切さを語る
氏家さん(写真左端)



氏家 隆さん

戦争の語り部として

追分で生まれ育ち国鉄(現JR)に就職。今日まで87年間過ごしてきた氏家隆さん(追分青葉在住)が取り出したのは小学生が書いた感想文です。「これが私の宝ですよ」と笑顔でページを開きます。学校から頼まれて追分小学校で毎年戦争について話をしてきました。

最初依頼を受けた時は断ったのですが、「戦争の恐ろしさを話せる方がなくなつた現在では氏家さんが適任」と説得され引き受けました。

「平和な時代に育つた子供たちは私の話を真剣に聞いてくれます」と感激。学校で椅子を用意してくれますが、できるだけ立って話しをしているとのこと。児童一人ひとりの目を見て自分が難しいことを言っていないか反応を確かめながらことばを選んでい

ます。

追分機関区が空襲を受けたとき、SLの動輪をつなぐ車軸が機関銃の攻撃を受け穴が空いたようすなど現場にいた者しか分からない出来事を子供たちに語ってきました。

「いま小学生の祖父母の中には戦後生まれの方にもいると思

います。戦争の悲惨さを肌で感じた年代の人が減り、平和の大切さを改めて伝えなければなりません」。

同じ時代を生きてきた仲間が亡くなったり、認知症で介護が必要な方も増えています。日ごろから頭を使うように心がけている氏家さんは、記

憶力も鮮明で声もしっかりしているうちは自分が体験してきたことや感じたことを後世に伝えていきたいと最近強く感じるようになったそうです。自分が必要とされているうちは、過去の戦争を話す語り部として社会に貢献していきたいと力強く話していました。

農業被害対策と野生の生態系のために

「シカによる食害を受けた農家の人の気持ちはよく分かります」と話す土田和衛さん(早来源武)の職業は農業。昭和36年に狩猟の免許を取得し、現在安平町有害鳥獣対策協議会の会長をしています。また鳥獣保護員として野生動物にも精通し、「有害鳥獣を捕獲するには日ごろからその生態を観

察することが大切」と土田さんは強調し、足跡を見て

どんな動物がどのような行動をしているか判断する勘を常に養っています。「住民からクマを見たと通報があった」と駐在所から連絡を受けたとき、指摘された場所は何度も見ておりクマの出没の痕跡はないことと数日前に黒い大型犬が徘徊している姿を見ていたので誤報だと自信を持って現場に向かうとクマが歩いた跡がなく犬であることが判明。人は思い込むと黒く動くものを見ただけでクマと錯覚しがちですが、人命第一なので、まず現地には行くようにしています。銃器の規制が強化され、狩猟免許を更新しない人が増えていることを危惧する土田さんは若いハンターの育成の必要性を訴えます。有害鳥獣対策には農家の人との理解と協力が重要。地形を熟知するため、一人前になるには時間がかかるということです。

シカやクマのほか、日本には生息していなかったアライグマの被害も急増し懸念されています。今後は、農業被害対策に限らず、北海道の動植物の生態系への影響も考慮しなければならないと話していました。



有害鳥獣対策協議会であいさつする
土田さん(右端)ー平成21年4月撮影ー

健康福祉課・介護保険課 が 役場追分庁舎へ移転します



福祉・健康・介護の拠点施設として位置づけられている「ぬくもりセンター」については、同センター内にこれらの関連業務を所掌する健康福祉課、介護保険課を配置し業務を行なってきたところでありましたが、役場庁舎と施設が離れていることにより、一部の業務で住民サービス上の弊害があり、特に合併後は更

に施設（庁舎）が分散したため、住民サービス・行政効率のそれぞれその側面から、その弊害が更に顕著になっていました。

こうした問題を解消するため、現在「ぬくもりセンター」内に設置している健康福祉課と介護保険課の業務を追分庁舎に移転することになりましたので、お知らせしますとともに、ご理解ご協力をお願いします。

なお、この移転につきましては、住民の皆様の混乱を避けるため、6月27日、28日の土日を利用し引越作業を行なう予定で調整しており、移転後の業務開始は、6月29日（月）から予定しています。

変更の詳細については、広報あびら7月号でお知らせします。

問合せ

総務課総務・防災グループ

☎ 22 2511

ぬくもりセンター

☎ 25 4555

許すな密入国、 なくそう不法就労

平成21年2月現在、日本には密入国などの不法滞在者が約13万人いるといわれています（法務省統計）。

不法滞在者は各種犯罪の温床となっており、これら悪質な外国人による殺人・強盗などの凶悪犯罪や密輸・密入国などの組織犯罪も増えているのが現状です。

皆様のご理解とご協力のもと、不法滞在者による犯罪の防止と不法就労を助長する社会環境を排除する活動に一緒に取り組んでいきましょう。

なお、不審者情報については、左記までご連絡ください。

問合せ

苫小牧警察署

☎ 0144-35-0110

追分駐在所 ☎ 22 2003

早来駐在所 ☎ 22 2030

安平駐在所 ☎ 23 2339

遠浅駐在所 ☎ 22 2211

安平町にっこり商品券

企画第1弾

にっこり点検

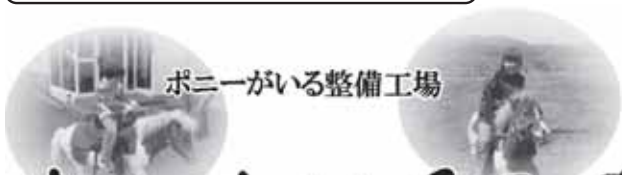
“にっこり商品券”500円以上の利用で

にっこり券でぜひ
地元 当社へ

- 日常点検のみ（乗用車 2,047 円）⇒ 50%オフの 1,023 円
 - 1 年定期点検（乗用車 9,555 円～ 13,650 円）⇒ 20%オフ
- プラス日常点検分サービス ※車両クラスにより異なります。

地元安平町追分育ちのプロの
自動車整備士におまかせください。

－ 6 月末日まで －
詳しくはお問合せください。



ポニーがいる整備工場

おいわけ自動車工業(株)

国家 1 級自動車整備士工場

自動車整備技術コンサルタント認定工場

(室蘭認 C-000001)



TEL 25-3786 (代)
追分若草3丁目69

広告欄

お知らせ

安平町移住促進住宅の募集について

安平町では、人口の減少及び高齢化の進展等が著しい現状を踏まえ、移住促進政策の一環として、



町外居住者が町内へ転入し安心して生活できるように、移住促進住宅を整備し募集を行っています。移住促進住宅については、1万円～1万2千円の家賃で入居することができ、またペット（犬・猫に限る）を飼育することが可能となっています。

町外にお住まいの方で安平町への転入を希望されている方など、お知り合いの方がいらっしゃるいましたら、当該住宅の紹介及び啓発をいただきますようお願いいたします。

入居資格等がありますので、詳細については下記までお問い合わせください。

募集期間 6月1日～30日
募集住宅戸数 10戸

追分地区1戸、安平地区1戸、早来地区6戸、遠浅地区2戸

問合せ まちづくり推進課
☎2514

児童手当現況届の提出について

児童手当を受けている方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当の支給が停止されることがありますので、必ず提出してください。

なお、用紙については郵送しますが、届かない場合はご連絡をお願いいたします。

現況届に必要な添付書類

- ・健康保険証（写）
- ・平成20年分所得証明書（平成21年1月1日現在安平町に住所がない方のみ提出となります。）

提出先

- ・追分地区 健康福祉課
 - ・早来地区 住民総合相談室
- 受付期間 6月30日（火）

※追分地区の方については、6月26日以降は役場追分庁舎に提出してください。

※公務員の方については勤務先での手続きとなります。

問合せ 健康福祉課子育て支援係
☎2555

第2次狂犬病予防注射のお知らせ

平成21年度の犬の登録及び狂犬病予防注射を4月・5月と実施しましたが、都合によりまだ受けられていない犬は下記の日程で2回目の集団予防注射を実施します。

今年度最後の集団予防注射となりますので、忘れずに受けられますようお願いいたします。

対象 生後91日以上の犬

狂犬病予防 毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務づけられています。

注射料 3,040円

登録料 3,000円
（注射済票代込）

（新規の犬のみ）

※釣り銭のないようにご協力をお願いします。

※飼い犬の登録・転入・死亡

届の受付は、随時行なっていますのでご連絡ください。

問合せ 住民生活課環境衛生係
☎2940



実施月日	地区	時間	実施場所
6月14日（日）	追分	8時30分～9時15分	追分公民館駐車場前
		9時25分～10時10分	鹿公園前（追分白樺2丁目）
		10時20分～11時05分	旧大井商店前（追分若草2丁目）
		11時15分～11時50分	役場追分庁舎前
	早来	13時10分～13時35分	安平消防会館前
		13時45分～14時00分	北進会館前
		14時10分～14時40分	胆振東部消防組合安平支署前
		14時55分～15時25分	遠浅消防会館前
		15時35分～15時55分	胆振農場6棟前
		16時05分～16時20分	金川牧場前

※往診は実施していませんので、上記会場までお越しください。

歩くを極める講習会

お一人で、またはお友達やご夫婦で歩いている方必見！

健康運動指導士から個別に正しい歩き方のアドバイスを受けて、実際に体を動かしながら楽しく行ないます。きつと新発見があるでしょう。

正しい歩き方は、関節の負担が減り筋肉を効果的に使います。ぜひ参加ください。



ちなみに「振袖」に効く歩き方をご存知ですか？答えは当日。

日時 6月26日（金）

13時30分～15時

場所 町民センター中集會室
内容 正しい歩き方を学ぶ
持ち物等 水、タオル。歩きやすい服装でお越しください。

締切 6月23日（火）

申込み・問合せ 健康福祉課
健康推進係 ☎ 4555

税務職員募集

札幌国税局では、平成21年度採用の税務職員を募集します。詳細はお問合せください。

受験資格 昭和63年4月2日
～平成4年4月1日生

試験の程度

高等学校卒業程度

申込期間

6月23日（火）～30日（火）

問合せ 札幌国税局人事第2課
採用担当 ☎ 011-231-5011（内線2315）
苫小牧税務署総務課 ☎ 0144-32-3165

旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦のみなさまへ

先の大戦において、外地等（事変地の区域または戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者を除く）に対して、そのご労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

ご本人またはご家族などからのご連絡をお待ちしています。
請求期限 平成23年3月31日
問合せ 総務省大臣官房総務課管理室 業務担当 ☎ 03-5253-5182（直通）

戦没者遺児による慰霊友好親善事業について

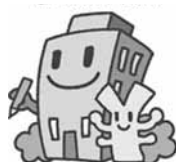
（財）日本遺族会では「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。詳細は左記までお問合せください。

問合せ （財）日本遺族会事業課事業係 ☎ 03-3261-5521（内線3656、3657、3658）

平成21年経済センサス基礎調査にご協力を

7月1日、平成21年経済センサス基礎調査が行われます。全国すべての事業所及び企業が調査の対象になります。調査員が調査票の配布・回収に伺いますので、もれなくご記入ください。

記入内容につきましては、統計法に規定された目的以外



に使用することは、法律で硬く禁じられています。なお、調査員は必ず「調査員証」を携帯しますので、安心してご協力をお願いします。

町税の滞納は許しません！ 『東胆振地方税徴収対策本部』 を設置します

安平町を含む東胆振地域の1市4町と胆振支庁苫小牧道税事務所は、7月1日に個人道民税や市町村税の滞納額の縮減を目的とした**東胆振地方税徴収対策本部**を設置します。

東胆振地方税徴収対策本部では、高額・悪質な滞納者等について滞納処分を前提とした処理方針を協議し、決定した処理方針に従い、構成団体が共同で**滞納処分のための住居、事務所等の搜索や財産の差押え・公売**などを行います。

町税は、安平町民の皆さんの生活に欠かすことのできない公共サービスや公共施設の維持管理などに必要な大切な財源です。

安平町では、東胆振地方税徴収対策本部との連携を図り、滞納処分などの取組みを強化し、税負担の公平性の確保と貴重な自主財源である町税の一層の収入確保に努めます。

第1回 あびら夏！うまかまつり開催のご案内



安平町の新しい一大イベントとして、「あびら夏！うまかまつり」が来る7月4日(土)、5日(日)にときわ公園特設会場で開催されることとなりました。訪れる方々に笑顔をお届けするために、『「馬」産地、「うまい(美味しい)食べ物、「うま」い(上手な)芸」にこだわったまつりです。4日(土)は花火大会、5日(日)は、昨年のNHK紅白歌合戦に出場した演歌歌手「ジェロ」さんと北海道在住のミュージシャン「SACON」さんによるステージをメインに実施します。

他にも、安平町の特産品を試食することができる「特産品試食PRコーナー」や指定された重量の特産品を選定してその重量の近さを競う「もってけ特産」、2人1組で馬の着ぐるみを着て競走する「着ぐるみ競馬」や着ぐるみ競馬優勝予想抽選会など内容盛りだくさん！

無料の巡回バスも運行されますので、みなさんお誘い合わせのうえご来場ください。

★主なプログラム

7月4日(土) 13時～21時

- ・花火大会・農畜産物直売・特産品PRコーナー・ビアガーデン
- ・アサヒメロン早食い競争・郷土太鼓・よさこいソーラン・バンド演奏
- ・太鼓・三味線演奏・正木はじめ歌謡ショー

7月5日(日) 9時30分～15時

- ・タレントショー・農畜産物直売・特産品PRコーナー・もってけ特産
- ・着ぐるみ競馬・ビアガーデン・はやきた和牛焼きコーナー・小学校鼓笛隊演奏
- ・早来中学校吹奏楽演奏・ちびっこひろば(ミニSL、木工体験)・もちつき体験

(プログラムの名称・内容については変更の場合もございます。)

問合せ あびら夏！うまかまつり実行委員会事務局

☎2514 (役場まちづくり推進課内)

住民提案意見箱に寄せられました

ていあんくんに次の内容で要望がありました。なお、提案者名が未記入であったため、本紙で回答します。
提案内容(無記名・4月24日提案)

町が主催となつて初心者向けのパッチワーク教室を開催してほしい。

回答(生涯学習課)

現在のところ、パッチワーク教室を町で主催する予定はございませんが、町内には追分と遠浅にパッチワークのサークルがありますので、ぜひ一度活動を覗いてみてはいかがでしょうか。どちらのサークルも初心者歓迎とのことでした。

《パッチワークサークル》(追分)

活動場所 追分公民館

活動日時 毎月第2・4木曜日18時30分～21時まで

連絡先 長山絹枝さん ☎3757

活動概要 町内在住の先生に習いながら10名程度のメンバーで活動しています。

《むつみ会》(遠浅)

活動場所 遠浅公民館

活動日時 毎週木曜日9時～12時まで

連絡先 待永むつ子さん

☎2623

活動概要 遠浅自治会の方々が中心となり活動しています。

生涯学習に関する問合せ・ご相談
生涯学習課社会教育グループ

☎2083



むつみ会の作品
(遠浅地区文化祭展示)

町内求人情報 (6月5日現在)

事業所・所在地・電話	職種	賃金・就業時間	年齢・休日	免許資格・その他
ノーザンファーム (早来源武 275) 吉田勝己 ☎② 3915	騎乗スタッフ	155,000 ～ 320,000 円 6 時～ 17 時	59 歳以下 休日不定期	普通自動車免許一種 雇用・労災・健康・厚生
特別養護老人ホーム 追分陽光苑 (追分花園 4-5-6) ☎⑤ 2233	正職員 介護職員	157,000 ～ 170,000 円 ※夜勤手当 1 回 4,000 円 7 時 30 分～ 16 時 9 時 30 分～ 18 時 10 時 30 分～ 19 時 17 時～ 10 時	59 歳以下 休日不定期	普通自動車免許一種 介護福祉士 雇用・労災・健康・厚生
	臨時職員 介護職員	140,250 ～ 156,750 円 ※夜勤手当 1 回 4,000 円 7 時 30 分～ 16 時 9 時 30 分～ 18 時 10 時 30 分～ 19 時 17 時～ 10 時		普通自動車免許一種 ヘルパー 2 級 雇用・労災・健康・厚生

※ハローワーク求人情報抜粋のため、既に採用済みの場合もあります。ご希望の職場がございましたら、各事業所の担当者にご確認ください。

※面接にはハローワーク発行の紹介状が必要です。

6 月 7 日(日)～ 13 日(土)は危険物安全週間です

危険物の保安に関する意識の高揚と啓発を推進するため、危険物安全週間が実施されます。

各事業所においては、危険物及び施設の日常点検や安全対策に取組み、自主的な保安体制を確立しましょう。

問合せ 胆振東部消防組合消防署安平支署 ☎② 2074・安平支署追分出張所 ☎⑤ 2119

苫小牧市医師会休日当番実施医療機関

(診療時間 9 時～ 17 時)

6 月 (内科)	6 月 (外科)
7 日 苫 都 病 院 若草町 5 ☎③ 2135	7 日 松 沢 ク リ ニ ッ ク 明野新町 5 ☎⑤ 7171
14 日 苫 小 牧 澄 川 病 院 澄川町 7 ☎⑥ 3111	14 日 同 樹 会 苫 小 牧 病 院 新中野町 3 ☎③ 1221
21 日 さくらファミリークリニック 東開町 3 ☎⑤ 6526	21 日 苫 小 牧 日 翔 病 院 矢代町 2 ☎⑦ 7000
28 日 にっしん内科クリニック 日新町 2 ☎⑦ 1500	28 日 みらい整形ペインクリニック 北栄町 1 ☎③ 7100
7 月 (内科)	7 月 (外科)
5 日 すがわら内科呼吸器科 しらかば町 1 ☎⑦ 7011	5 日 苫小牧消化器科外科 北栄町 3 ☎⑤ 6655



苫小牧夜間休日急病センター (苫小牧市旭町 2 丁目) ☎③ 0001

○科目 内科、小児科

○診療時間 平日：19 時～翌朝 7 時 土曜：14 時～翌朝 7 時

日曜・祝日、年末年始(12/31～1/3)：9 時～翌朝 7 時

善意

(4月21日)5月21日受付分
町へ

文化・スポーツ振興基金として

・豊島 滋さん(追分青葉)

・野口 弘さん(追分若草)

地域社会福祉基金として

・野口 弘さん(追分若草)

町道補修資金として

・追分地区土砂生産協議会

理事長 佐藤 貞

社会福祉協議会へ

香典返しにかえて

・佐藤ミサエさん(安平)

・小坂恵美子さん(追分本町)

・飯坂光男さん(早来大町)

・豊島 滋さん(追分青葉)
・箕輪記子さん(早来大町)
・野口 弘さん(追分若草)
篤志寄付

・匿名

愛の小箱

・スパイ追分店(追分緑が丘)

フリーマーケット収益金

・フリーマーケット連絡会

広報あびら5月号点訳

・安平町点訳赤十字奉仕団

安平第1自治会へ

香典返しにかえて

・佐藤ミサエさん(安平)

安平町ゲートボール協会早来分

香典返しにかえて

・佐藤ミサエさん(安平)

早来かしわ会へ

香典返しにかえて

・飯坂光男さん(早来大町)

遠浅自治会へ

香典返しにかえて

・待永純一さん(苦小牧市)

合計1,042,376円

公営住宅・特公賃住宅・町
営住宅の入居者募集は、笑顔
(スマイル)をご覧ください。

町広報配布日は 毎月5日と20日です

□町広報配布日は次のとおりです。

笑顔(スマイル)6月号の配布日は、22日(月)、
広報あびら7月号の配布日は、6日(月)が配布日
となります。

企画課広報広聴係 ☎2751

町職員人事 (6月1日付)

住民生活課 戸籍住民係主査

高橋美里(総務課総務・防災

グループ)

農林課 畜産係長 佐藤慶一

(農業委員会農地係長)、同課

付主査 奥田浩司(畜産係長)

介護保険課 介護保険係長事

務取扱 鈴木均(同課課長)

介護保険係主事 坂井智彰(住

民生活課戸籍住民係主事)

安平町農業委員会 農地係長

加藤公敏(介護保険課介護保

険係長)

ホッカイドウ競馬 門別ナイトレース開幕中

5月20日から11月19日まで毎週火・水・木を中
心に76日間の日程で、ホッカイドウ競馬 門別ナイト
レースが馬産地日高の門別競馬場で開催されていま
す。本ナイトレースは門別競馬場以外でも、全道14市
町にある場外発売所(Aiba)で馬券の購入ができます
ので積極的な応援をお願いします。

問合せ 北海道軽種馬振興公社 ☎01456-2-2501

お誕生おめでとうございます

田邊碧唯

4/24(女・耕)遠浅

余野琥珀

5/12(女・和彦)遠浅

松尾圭祐

5/12(男・淳也)早来栄町

お悔やみ申し上げます

駒米ヨシイ 4/26(95)追分花園

塚田信子 4/28(80)安平

伊藤美代 4/29(87)早来大町

箕輪次雄 4/29(78)早来大町

飯坂修子 4/30(73)早来大町

豊島むつ子 5/1(59)追分青葉

大和正明 5/1(92)早来北町

高木 明 5/5(82)遠浅

野口松枝 5/17(76)追分若草

渡部虎雄 5/23(82)早来大町

お詫びと訂正

まちのカレンダー(5月)に
誤りがありましたので、お
詫びのうえ訂正します。
正しくは次のとおりです。

第4水曜日 27日

マチの人口・世帯

総人口 9,095人(-2)
男性 4,523人(-1)
女性 4,572人(-1)
世帯数 4,241世帯(+2)
(平成21年5月31日現在)

交通事故死 ゼロ運動

平成21年5月31日現在

0日

運転免許証更新時講習

	7月	時 間	場 所
一講 般習	2日・9日・15日・16日・23日・30日	10時00分	安全運転センター 苦小牧市
	14日	13時30分	
優講 良習	1日・3日・7日・8日・10日・14日・17日 22日・24日・28日・29日・31日	10時00分	
	15日・30日	13時30分	
	9日・23日	15時30分	

このほかの講習日程(違反・初回)については、苦小牧警察署に
お問合せください。☎0144・35・0110

元気に 大きく な～れ！



井戸下一輝^{かずき}くんとお母さんの真澄さん
(追分花園)



林出一真^{かずま}くんとお母さんの絢子さん
(追分旭)



三好泰輔^{たいすけ}くんとお母さんの仁美さん
(追分若草)

CHILD & MOTHER

表紙

遠浅小学校田植え体験事業
5月26日
早来新栄地区ほ場

編集後記

緑が濃くなってきました。草刈りをしたばかりの脇を歩くと、自然の匂いに癒され深呼吸したくなります。

今月から道路交通法が改正され、飲酒運転等に対する行政処分がより厳しくなりました。子どもたちの行動範囲が広くなり、屋外で活動する機会も増えてきますので、ドライバーの方は思いやりのある運転を心がけましょう。(K)

若い頃、温泉やスーパー銭湯に行き、よく日帰り入浴をした。湯船の中で知らぬ者同士の会話も懐かしい思い出だ。

しかし、経営不振で廃業したところも多く朽ちた建物为空しく感じた。

鶴の湯温泉は、野球大会後の宴会などで利用した。歴史と情緒あることが魅力だ。新体制での出発。今後どんな観光スポットになるか期待している。(N)

発行

安平町 企画編集／企画課広報広聴係

☎059-11595

勇払郡安平町早来大町95番地(☎0145-22511)